

議第93号

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 7 月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「この項および次項において」を削り、第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

付則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置）

- 2 法第7条の2第1項もしくは第2項の許可の申請がなされた場合または命令等をしようとする場合において、当該申請または命令等に係る病床の種別に応じ、第3条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院または診療所の開設者が、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行の日以後に当該病院または診療所の療養病床の転換（当該病院または診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設または介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

付則第3項および第4項を削る。

付則第5項中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第6項中「第7条第2項第2号」を「第6条第2項第2号」に改め、同項を付則第4項とする。

付則第7項中「第9条」を「第8条」に、「第7条」を「第6条」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第8項を削る。

付則第9項中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同項を付則第6項と

し、同項の次に次の1項を加える。

- 7 省令附則第53条の2第2項の規定により前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、当該病院について同条第1項の規定による届出を行っている場合には、前項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

付則第10項中「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第11項および第12項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例の施行の日が滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第4号）付則ただし書に規定する規定の施行の日前である場合には、同条例のうち、滋賀県医療法施行条例第7条第1項の改正規定中「第7条第1項第1号」とあるのは「第6条第1項第1号」と、付則ただし書中「第7条第1項」とあるのは「第6条第1項」とする。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 3 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「付則第6項」を「付則第4項」に、「付則第4項」を「付則第2項」に改める。

付則第7項中「付則第7項」を「付則第5項」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 4 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「付則第6項の」を「付則第4項の」に、「付則第4項」を「付則第2項」に、「付則第6項に」を「付則第4項に」に改める。

付則第9項中「付則第7項」を「付則第5項」に改める。